

令和7年3月6日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
評価委員会 委員長 竹内 一浩 殿

半田市長 久世 孝宏
常滑市長 伊藤 辰矢

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の役員報酬等
の支給の基準について（事前通知）

地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）第49条第1項及び第56条第1項の規定を参考に、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」といいます。）の役員報酬等の支給の基準となります「地方独立行政法人知多半島総合医療機構役員報酬規程（案）」を評価委員会に事前に通知いたします。

評価委員会は法第49条第2項及び第56条第1項の規定により、その報酬等の支給の基準が法第48条第3項及び第56条第1項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、半田市長及び常滑市長に対し、意見を申し出ることができます。

なお、機構の設立日予定日である令和7年4月1日以降に改めて法第49条第1項及び第56条第1項の規定により、役員報酬等の支給の基準を評価委員会に事前に通知いたします。